

石炭じん肺患者とトンネルじん肺患者の救済制度 創設等を求める要望意見書

じん肺は、我が国の最も大きな職業病の一つです。じん肺法が制定された昭和35年から50年が経過した現在もなお毎年新たに800名前後の元労働者が療養に専念しなければならない最重症のじん肺に認定されている状況です。

かつて多くの炭鉱があった北海道においては、今なお毎年100名前後のじん肺要療養患者が発生しています。現在、札幌地方裁判所において、新・北海道じん肺第3陣訴訟が係争中であり、その患者数は375名に及んでいます。

平成16年4月の筑豊じん肺訴訟最高裁判決において、炭鉱じん肺被害の発生に関する国の責任が明確に示されました。また国は、平成19年6月に全国トンネルじん肺根絶訴訟原告団・弁護団との間で、「トンネル建設工事におけるじん肺防止対策に関する合意書」に調印し、粉じん障害防止規則の改正や積算基準の改正など、トンネルじん肺根絶のための対策を進めるとしています。

よって、政府においては、じん肺に罹患した被害者に過大な負担を負わせる裁判手続きによる救済ではなく、全ての被害者を等しく早期に救済されるよう強く要望します。

記

- 1 国の責任において、炭鉱やトンネル建設工事でじん肺に罹患した全ての被害者を等しく早期に救済する制度を創設すること。
- 2 国の責任において、トンネル建設工事におけるじん肺被害を防止するための就労及び健康管理制度を早期に創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月16日

大空町議会議長 後藤 幸太郎

【 送 付 先 】

- ・衆議院議長 横 路 孝 弘
- ・参議院議長 江 田 五 月
- ・内閣総理大臣 菅 直 人
- ・財務大臣 野 田 佳 彦
- ・経済産業大臣 直 嶋 正 行
- ・厚生労働大臣 長 妻 昭
- ・国土交通大臣 前 原 誠 司
- ・農林水産大臣 山 田 正 彦